

広島県告示第千七百七十四号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和五年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	長迫池外三箇所（別表一のとおり）
広島県安芸高田市	大石ケ谷（別表二のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	堀田池（別表一のとおり）
広島県三原市	万池外二箇所（別表六のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第千八十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県神石郡神石高原町	本草奥池外一箇所（別表四のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	浦島の池1号外一箇所（別表三のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡熊野町	上池（別表一のとおり）
広島県神石郡神石高原町	迫峠池外一箇所（別表四のとおり）

広島県広島市

場ヶ谷（別表五のとおり）

別表一から別表六は、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。